

岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 十 九 年 五 月 二 十 五 日

目 次

公 示

- 無線LANアクセスポイント機器等の調達に関する一般競争入札公告
 - ノート型パーソナルコンピュータで使用する無線LANカードの調達に関する一般競争入札公告
- (情 報 企 画 課) 一 ページ
- (同) 三

公 示

○無線LANアクセスポイント機器等の調達に関する一般競争入札公告

無線LANアクセスポイント機器等の調達について一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号。以下「規則」という。）第百二十七条第一項の規定により公告する。

平成十九年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
 - ア 無線LANアクセスポイント機器 320台
 - イ 8ポートインテリジェントスイッチングHUB 27台
 - ウ 16ポートインテリジェントスイッチングHUB 7台
 - エ 24ポートインテリジェントスイッチングHUB 4台
 - オ 光メディアコンバータ 9台
 - (2) 調達物品の仕様その他明細入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成19年 9 月30日（詳細は入札説明書による。）
 - (4) 納入場所 県の指定する場所（詳細は入札説明書による。）
- ### 2 入札参加者の資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。 (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。 (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。 (5) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。 3 入札手続等に関する事項 (1) 担当部局 〒500—8570 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号 岐阜県出納事務局出納管理課用度担当 電話 058—272—1111（内線3222） (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 平成19年5月25日（金）から平成19年5月31日（木）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで イ 交付場所 3の(1)に同じ。 (3) 競争入札参加資格の確認 ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。 イ 提出期限 平成19年6月1日（金）午後5時 期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。	ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成19年6月5日（火）までに通知する。 (4) 入札の日時及び場所 ア 日 時 平成19年6月8日（金）午前10時 イ 場 所 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号 岐阜県庁12階 電子会議室 (5) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。 (6) 契約条項を示す場所 3の(1)に同じ。 (7) 入札方法等に関する事項 ア 入札方法 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。 また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 入札保証金及び契約保証金 規則第114条各号のいずれかに該当するときは、免除する。 ウ 落札者の決定方法 規則第111条の規定により定めた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。 なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。 エ 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 オ 入札又は開札の中止 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、
--	---

これを中止する。 入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。 カ 落札の無効 落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。 4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 (2) 契約書作成の要否 (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。 (4) 適合情報があった場合は、適合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。 (5) 適合情報とおりの開札結果となった場合は、適合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。 なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。 (6) 入札等に関する質疑がある場合には、平成19年6月1日（金）午後5時までに書面により行うものとする。 (7) 詳細は、入札説明書による。 。ノート型パーソナルコンピュータを使用する無線LANカードの搭載について 競標者入札公告 ノート型パーソナルコンピュータを使用する無線LANカードの搭載について「競標者入札を行うので、岐阜県公営施設（昭和三十一年岐阜県建設第十号）の「建設（ついで）」第四十号案に、既記の要約を付すこととする。 平成十七年五月二十日 岐阜県知事 中 田 謙 1 一般競争入札に付する事項 (1) 調達物品の名称及び数量	ノート型パーソナルコンピュータで使用する無線LANカード 3,942枚 (2) 調達物品の仕様その他明細 入札説明書による。 (3) 納入期限 平成19年9月28日（金）（詳細は入札説明書による。） (4) 納入場所 県の指定する場所（詳細は入札説明書による。） 2 入札参加者の資格に関する事項 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。 (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。 (5) 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。 (6) 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。 (7) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。 3 入札手続等に関する事項 (1) 担当部局 〒500—8570 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号 岐阜県出納事務局出納管理課用度担当 電話 058—272—1111（内線3222）
--	--

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 平成19年5月25日（金）から平成19年5月31日（木）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで イ 交付場所 3の(1)に同じ。 (3) 競争入札参加資格の確認 ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。 イ 提出期限 平成19年6月1日（金）午後5時 期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。 ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成19年6月5日（火）までに通知する。 (4) 入札の日時及び場所 ア 日 時 平成19年6月8日（金）午前10時30分 イ 場 所 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号 岐阜県庁12階 電子会議室 (5) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。 (6) 契約条項を示す場所 3の(1)に同じ。 (7) 入札方法等に関する事項 ア 入札方法 入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。 また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	イ 入札保証金及び契約保証金 規則第114条各号のいずれかに該当するときは、免除する。 ウ 落札者の決定方法 落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。 なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。 エ 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 オ 入札又は開札の中止 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。 入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。 カ 落札の無効 落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。 4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 (2) 契約書作成の要否 要 (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。 (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。 (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。 なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。 (6) 入札等に関する疑義がある場合には、平成19年6月1日（金）午後5時までに書面により行うものとする。 (7) 詳細は、入札説明書による。
---	---

平成十九年五月二十五日印刷
平成十九年五月二十五日発行

発行所 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号
岐阜県庁12階 電子会議室

印刷所 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号
岐阜県庁12階 電子会議室

岐阜県庁12階 電子会議室